

I V 参考資料

1 青森県の事業負担区分一覧

(令和7年4月1日時点)

国 事 業 名	県 事 業 名	事 業 内 容	事 業 主 体	負 担 区 分			摘 要
				国	県	地元	
農地中間管理機構関連農地整備事業	農地中間管理機構 関連農地整備事業	担い手への農地の集積・集約化を加速化させるため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、区画整理、農用地の造成、農業用排水施設、農道、暗渠排水等の農業生産基盤整備及びこれらと密接な関連のあるものと併せて一体的に実施する	県	62.5	27.5	10	
農業競争力強化農地整備事業							
1 農地整備事業	経営体育成基盤整備事業	農地集積の加速化や農業経営規模の拡大に資する農地の大区画化・汎用化等の基盤整備及びこれに関連する事業を行う	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間等地域
2 農業基盤整備促進事業	農業基盤整備促進事業	水田の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水の整備等の地域の実状に応じた迅速かつきめ細かな基盤整備を行う	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間等地域
水利施設等保全高度化事業							
1 水利施設整備事業							
(1) 基幹水利施設整備型	かんがい排水事業	農業用排水施設整備(農業用排水施設の新設、廃止又は変更)を実施する(国・県営土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であって、既存施設を有効活用する)認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く)	県	50 ※50	25 ※29	25 ※21	※は更新事業に適用
(2) 排水対策特別型	排水対策特別事業	ア 農業用排水施設整備のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田農業の確立を図るために必要な排水機、排水閥門、排水路等の更新又は整備を実施する イ アの事業と農業用排水施設整備事業のうち用水路等の更新又は整備及び客土、暗渠排水及び区画整理で排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工するものと併せて一体的に実施する	県	50 ※50	25 ※29	25 ※21	※は更新事業に適用
(3) 基幹水利施設保全型	基幹水利施設ストップ クマネジメント事業	ア 国・県営土地改良事業により造成された農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定(当該施設の機能診断を含む)を行う イ 国・県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施する ウ 国・県営造成施設において発生した不調の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事(現地復旧を含む)の実施する	県	50	29	21	
(4) 農地集積促進型	農業水利施設保全 合理化事業	ア 農業用排水施設整備を実施する イ アの事業と客土、暗渠排水及び区画整理並びに高度土地利用調整事業と密接な関連のあるものと併せて一体的に実施する ウ 国営かんがい排水事業(農地集積促進型)と併せて、中心経営体農地集積促進事業を一体的に実施する	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間等地域
(5) 洪水調節機能強化型		ア 農業用排水施設整備、堆砂対策又は緊急水管理システム整備のうち1以上を実施するものであって、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)に基づく治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系に存在する農業用ダム(治水協定ダム)及び治水協定ダム等と連動した操作が必要不可欠な施設における洪水調節機能の強化に資する対策事業を実施する イ 農業用排水施設整備を実施するものであって、水田貯留機能の向上に向けた取組を行う地域において、老朽化した用排水機場、用排水路、調整池等の農業水利施設の一体的な整備を行い、流域治水の取組の推進に資する ウ 用排水施設整備事業を実施するものであって、流域治水の取組の推進に資するもの	県	50 (55)	32 (32)	18 (13)	
(6) 簡易整備型	農業水利施設保全 合理化事業	ア 農業用排水施設整備を実施する イ 給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備を行う	県	50 ※50 (※55)	27.5 ※31 (※30)	22.5 ※19 (※15)	※は更新事業に適用 ()は中山間等地域
2 畑地帯総合整備事業							
(1) 畑地帯総合整備型							
1) 担い手育成対策	畑地帯総合整備事業	ア 農業用排水施設整備、農道整備及び区画整理のうち1以上を実施する イ アと客土、暗渠排水、除砂、農用地造成及び農地保全並びに農業生産基盤整備附帯事業、農業環境整備事業、農業経営高度化支援事業のうちアと密接な関連のあるものと併せて一体的に実施する	県	50	27.5	22.5	
2) 担い手支援対策	畑地帯総合整備事業	ア 農業用排水施設整備、農道整備及び区画整理のうち1以上を実施する イ アと客土、暗渠排水、除砂、農用地造成及び農地保全並びに農業生産基盤整備附帯事業、農業環境整備事業及び農業経営高度化促進事業のうちアと密接な関連のあるものと併せて一体的に実施する ウ 農業用排水施設整備のうち畑地かんがいを目的とした農業用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う(単独設備整備) エ 次に掲げる(ア)又は(イ)のいずれかを行(単独土層改良) (ア)客土、暗渠排水及び除砂、土壤改良資材の投入並びにこれを補完するための地盤保全、交換分合、農業集落環境管理施設整備を行う (イ)暗渠排水のうち暗渠の新設若しくは変更と一体的に行われる農業用排水施設整備のうち排水施設に係る事業を総合的に実施する オ 営農用水施設整備のみを行う(単独営農用水) カ 水管理施設整備のみを行う(単独水管理施設)	県	50	27.5	22.5	
(2) 畑地帯総合整備中山間地域型							
1) 担い手育成対策	畑地帯総合整備事業	2(1) 1)の事業を中山間地域等で実施する	県	55	27.5	17.5	
2) 担い手支援対策	畑地帯総合整備事業	2(1) 2)の事業を中山間地域等で実施する	県	50	27.5	22.5	
(3) 高収益作物転換型	畑地帯総合整備事業	ア 農業用排水施設整備、客土、暗渠排水及び区画整理のうち1以上を実施する アと農道整備、除砂、農用地造成及び農地保全並びに土壤改良及び耕作放棄地 イ 解消・発生防止のための簡易な整備並びに農業経営高度化促進事業のうちアと密接な関連のあるものと併せて一体的に実施する	県	50 (55)	29 (28.5)	21 (16.5)	()は中山間地域等

国事業名	県事業名	事業内容	事業主体	負担区分			摘要
				国	県	地元	
中山間地域農業農村総合整備事業							
1 中山間地域総合整備事業	中山間地域総合整備事業	自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、中山間地域等において、農業生産基盤整備事業(農業用用排水施設整備、農道整備等)、農村振興環境整備事業(農業集落道整備、営農飲食用水施設整備等)を実施する	県	55 (55)	32 (33)	13 (12)	()は粗放的管理区域に適用
農村地域防災減災事業							
1 防災ダム整備事業	防災ダム事業	洪水調節用のダム(余水吐その他の附帯施設を含む)の新設又は改修及び併せ行う関連整備	県	55	39	6	
2 ため池整備事業							
(1) ため池総合整備工事							
1) 地震・豪雨対策型	ため池等整備事業	耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備を行う	県	55 50 (55)	34 34 (34)	11 16 (11)	大規模 小規模 ()は中山間等地域
2) 一般整備型		築造後における自然的・社会的状況の変化等への対応又は人命、家屋、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に、早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事を行う	県	55 50 (55)	28 33 (33)	17 17 (12)	大規模 小規模 ()は中山間等地域
3) 長寿命化型		施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための中長期的な計画(施設長寿命化計画等)に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事	県				
(2) ため池群整備工事		複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他の目的を達成するために必要な施設の整備	県	55 50 (55)	34 34 (34)	11 16 (11)	大規模 小規模 ()は中山間等地域
3 用排水施設等整備事業							
(1) 滞水防除事業 (排水施設整備対策工事)	滯水防除事業	ア 既存の農業用用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、滯水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う排水機、排水溝門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路、堤防等の新設又は改修(排水施設整備工事) イ 同一水系の排水河川に係る地域である等、排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、滯水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修(と併せ行うものを除く。)(排水管理施設整備工事) アにより整備された農業用用排水施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び滯水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更(滯水防除施設改修工事)	県	50 (55)	37 (37)	13 (8)	小規模 ()は中山間等地域
(2) 用排水施設整備事業	ため池等整備事業	ア 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、溝門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備を行なう イ 流域開発等による流量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するため緊急に行う農業用用排水施設の新設又は変更、風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰堤、水路等の整備(土砂崩壊防止工事)又は水田法面の保護を目的とする水抜工の設置(水抜工)及びこれに関連する整備	県	55 50 (55)	28 33 (33)	17 17 (12)	大規模 小規模 ()は中山間等地域
4 農地保全整備事業	農地保全整備事業	農用地の保全と災害の未然防止を図るために行う排水施設や防風施設等の整備	県	50	32	18	
5 地域防災機能増進事業							
(1) 土地改良施設豪雨対策事業		土地改良施設の豪雨対策に必要な施設の改修を行う	県	50 (55)	32 (32)	18 (13)	()は中山間等地域
(2) 土地改良施設耐震対策事業		土地改良施設の耐震改修を行う	県	55	37	8	大規模
(3) 農道防災対策工事		農道橋等の耐震化対策や災害発生の防止が必要な危険箇所の整備を行う	県	50 (55)	32 (32)	18 (13)	小規模 ()は中山間地域等
6 農業用河川工作物等応急対策事業	農業用河川工作物応急対策事業	農業用河川工作物(頭首工、水門、溝門、樋管、橋梁等)の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備を行う	県	55 ①50 (55) ②50 (55)	37 ①42 (42) ②32 (32)	8 ①8 (3) ②18 (13)	大規模 小規模① 小規模② ()は中山間等地域
7 特定農業用管水路等特別対策事業	特定農業用管水路等特別対策事業	ア 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去(当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む)及びこれと一体的に行う農業用用排水路の変更 イ アの農業用用排水路と一体となって機能を発揮する農業用用排水路の変更 石綿等が使用されている土地改良施設(農業用管水路を除く)において行う当該ウ 石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更	県	50 (55)	35 (35)	15 (10)	()は中山間等地域
8 水質保全対策事業	水質保全対策事業	水質保全を目的とした農業用用排水施設等の整備等を行う	県	50 (55)	34 (34)	16 (11)	()は中山間等地域
9 地すべり対策事業	地すべり対策事業	地すべりの防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等	県	50	50	—	
10 防災重点農業用ため池緊急整備事業							
(1) ため池総合整備工事							
1) 地震・豪雨対策型	ため池等整備事業	防災重点農業用ため池を対象に、2(1)1)の事業を実施する	県	55	34	11	大規模
2) 一般整備型		防災重点農業用ため池を対象に、2(1)2)の事業を実施する	県	50 (55)	34 (34)	16 (11)	小規模 ()は中山間等地域
(2) ため池群整備工事		複数の防災重点農業用ため池を対象に、2(2)の事業を実施する					
11 ため池洪水調節機能強化事業		ため池の洪水調節機能を強化するために、洪水調節機能の付与・増進、低水位管理に必要な整備及び洪水調節容量の活用に必要な整備を実施する					

国事業名	県事業名	事業内容	事業主体	負担区分			摘要
				国	県	地元	
農地耕作条件改善事業							
1 地域内農地集積型	農地耕作条件改善事業	畦畔除去による区画や暗渠排水等のきめ細やかな耕作条件の改善を支援する	県 改良区等	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間等地域 ※は更新事業に適用
2 高収益作物転換型		基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示場の運営、高収益作物への転換に向けた計画策定から高付加価値農業施設の設置など営農定着に必要な取り組みを支援する		定額	—	—	
3 スマート農業導入推進型		基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等、スマート農業の導入について支援する					
農業水路等長寿命化・防災減災事業							
1 長寿命化対策	農業水路等長寿命化・防災減災事業	既存の農業用排水施設又は附帯施設の変更、更新に伴う廃止及び新設(パイプライン化やゲートの自動化、水管管理施設の更新等を含む。)を行う	県	50 (55) ※50 (※55)	27.5 (27.5) ※31 (※30)	22.5 (17.5) ※19 (※15)	()は中山間等地域 ※は更新事業に適用
2 防災減災対策		自然災害等により被害が発生する恐れのある農業用排水施設の整備(自然対策等整備)、防災安全度の向上を図るために管理施設等の整備(危機管理対策)、ため池の防災安全度の向上を図るために管理施設等の整備(ため池防災環境整備)及び流域治水対策のために行なう農業用排水施設等の整備(流域治水対策)を実施する		50 (55)	14 (14)	36 (31)	
畑作等促進整備事業	畑作等促進整備事業	麦・大豆等の生産拡大を推進するため、畑作物・園芸作物が生産される地域を対象に、暗渠排水等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援する	県	50 (55)	* 27.5 *(27.5)	* 22.5 *(17.5)	()は中山間地域等 ※本事業は昨年度から導入され、未実施のためガイドラインの負担区分
農村整備事業							
1 農業集落排水施設整備事業	団体営農業集落排水事業	農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落における屎尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備等を実施する	市町村	50	—	50	
2 農道・集落道整備事業	通作条件整備事業	農業生産性の向上と農産物流通の合理化を図るための農道又は農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する集落道の整備等を実施する	県	50 50	37 25	13 25	基幹農道 一般農道
農山漁村地域整備交付金							
1 農業農村基盤整備事業							
(1) 農地整備							
1) 通作条件整備							
① 基幹農道整備	通作条件整備事業	ア 一般型 農業の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備を行う イ 保全対策型 既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う	県	50	37	13	
② 一般農道整備	通作条件整備事業	ア 一般型 幹線から末端耕作道までの農道網の整備を行う イ 保全対策型 既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う		50 [50]	25 [0]	25 [0]	[]は山村、過疎、半島 (一般型のみ)
(2) 水利施設整備							
1) 広域農業用水適正管理対策	広域農業用水適正管理対策事業	国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業の完了後ににおいても残存し、農業用水管理又は河川管理上支障となっている施設の撤去を行う	従前の国営土地改良事業と同率				
2) 地域用水環境整備事業	農業水利施設整備促進事業	農村地域における生活空間の質的向上等を図るために、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全又は地域用水機能の維持増進に資する施設の整備を行う	県	50	50	—	
	小水力活用農村活性化発電施設整備事業	農業水利施設の落差を利用した小水力発電施設を整備し、売電収入による改良区の体質強化につなげ、安定して持続可能な管理体制を構築することで、農業水利施設長寿命化や安定性の向上を図る	県	50	50	—	
(3) 農村整備							
1) 農村集落基盤再編・整備事業							
① 集落基盤再編型	集落基盤整備事業	集落周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施する	県	50	25	25	
② 中山間地域総合整備型	中山間地域総合整備事業	農業生産条件等が不利な中山間地域において、農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備・再編を実施する	県	55 55	30 27.5	15 17.5	下物 上物

国事業名	県事業名	事業内容	事業主体	負担区分			摘要
				国	県	地元	
2) 農業集落排水事業	団体営農業集落排水事業 低コスト型農業集落排水施設更新支援事業	ア 汚水、雨水を処理する施設又は汚泥、処理水、雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに附帯する施設の整備又は改築 イ アの事業の施行に必要な調査及び計画の策定 ウ 農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想計画(最適整備構想)の策定	市町村	50	—	50	農業集落排水促進事業(県単) ^{※1} による補助あり
2 海岸保全施設整備事業				定額	—	—	機能診断に係る交付金は、一施設当たり200万円、最適整備構想の策定に係る交付金は一構想あたり800万円をそれぞれ上限とする。
1) 海岸保全施設整備事業	海岸保全施設整備事業	沿岸域の農地とそこで展開される農業生産活動を守り、食料の安定供給の確保と安全な農村地域の形成を図るため、高潮、浸食、津波その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護することを目的とした海岸保全施設の整備等を行う	県	50	50	—	
3 効果促進事業		農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となって事業効果を高めるために必要な事業を行う	県 市町村等	基幹事業の負担割合に準じる(ただし、基幹事業の国負担割合が5%の場合、5%分は地元が負担する)			事業費の限度額は、全体事業費の20/100
基幹水利施設管理事業	基幹水利施設管理事業	県が土地改良区と連携を図り、大規模で公共性の高い基幹水利施設及び基幹水利施設と一元管理を行う幹線用排水路について、地域の農業情勢及び社会経済情勢の変化に対応した管理を行い、効用を適正に発揮させる	県	30 ※1/3	40 38.095	30 28.572	※治水協定を締結した農業用ダムの場合
水利施設管理強化事業	基幹施設管理体制整備事業	ア 一般型 水利施設管理強化計画に基づき、国営造成施設(共同事業により造成した施設を含む)及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区又は土地改良区連合に対する支援を行う イ 特別型 流域治水対策を行う農業水利施設(一般型の対象となるものを除く。)において、流域治水推進計画を策定して実施する取組に対する支援を行う	県	50	25	25	
土地改良施設維持管理適正化事業	維持管理適正化事業	土地改良区等による施設の補修・整備のための資金を造成し、土地改良施設の定期的整備修繕や農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化、再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備を実施し、土地改良施設の適正な維持管理、機能の保持及び耐用年数の確保を図るとともに、国土強靭化、脱炭素及びICTの有効活用に資する	市町村 改良区等	30 (50)	30 (20)	40 (30)	()は防災減災機能等強化事業の場合
災害復旧事業 ^{※2}							
1 県営災害復旧事業							
(1) 農地・農業用施設災害復旧事業		24時間雨量80mm以上の降雨及び洪水、地震等の異常な天然現象によって生じた災害で、県が管理する土地改良施設又は災害復旧に高度な技術を必要とするもの	県	農地50 施設65	未定	未定	
(2) 海岸保全施設等災害復旧事業		暴風等による異常な高潮・波浪・津波により発生した災害で、1ヶ所の工事費が120万円以上のもの	県	2/3	1/3	—	
(3) 地すべり防止施設災害復旧事業		地すべり発生区域のうち、地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害で1ヶ所の工事費が120万円以上のもの	県	2/3	1/3	—	
2 団体営災害復旧事業							
(1) 農地・農業用施設災害復旧事業		24時間雨量80mm以上の降雨及び洪水、地震等の異常な天然現象によって生じた災害で、農地・農業用施設1ヶ所の工事費40万円以上のもの	市町村 改良区等	農地 50 施設 65	—	50 35	
災害関連事業		原形復旧のみでは再災害を被るおそれのある場合、災害復旧事業と合わせて行う(原則として本災害を超えないもの)	県	施設 50	未定	未定	
			市町村 改良区等	施設 50	—	50	
土地改良施設突発事故復旧・防止事業		土地改良施設について、突発的な事故により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行い、農業被害を始めとする地域への被害を防止し、農業者の計画安定に資する。	県 市町村 改良区等	50 (55)	32 (32)	18 (13)	()は中山間等地域
国営かんがい排水事業		農業の生産性の向上及び農業構造の改善等に資することを目的として、農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備を行う	国	2/3	17	16.33	(一般型)

※1 年度事業費の2.5%(H26以降採択地区)を下水道事業債の元利償還等に要する経費に対して補助

※2 災害復旧事業の割合は、基本的な割合であり、増高申請や激甚災害の指定等により、変更となる

2 西北管内地域指定一覧

市町村名	農業地域類型	都市計画			農業振興地域指定	地域振興		
		都市計画	市街化区域	用途区域		振興山村地域	半島振興地域	特定農山村振興地域
五所川原市	平地農業地域(水田型)	一部		一部	一部			
旧五所川原市	平地農業地域(水田型)					○(飯詰村)	津軽地域	○(飯詰村)
旧金木町	中間農業地域(田畑型)					○(吉良市村)	津軽地域	○(喜良市村)
旧市浦村	中間農業地域(田畑型)					○(相内村、脇元村)	津軽地域	○(相内村・脇元村)
つがる市	平地農業地域(水田型)	一部		一部	一部			
木造町	平地農業地域(水田型)						津軽地域	
森田村	平地農業地域(田畑型)						津軽地域	
柏村	平地農業地域(水田型)						津軽地域	
稻垣村	平地農業地域(水田型)						津軽地域	
車力村	平地農業地域(田畑型)						津軽地域	
鰺ヶ沢町	中間農業地域(田畑型)	一部		一部	一部	○(赤石村、中村)		○
深浦町	山間農業地域(田畑型)				一部			
旧深浦町	山間農業地域(田畑型)					○		○
旧岩崎村	山間農業地域(田畑型)					○		○
板柳町	平地農業地域(田畑型)	全域		一部	○		津軽地域	
鶴田町	平地農業地域(田畑型)	全域		一部	○		津軽地域	
中泊町	中間農業地域(水田型)				一部			
中里町	平地農業地域(水田型)				○		津軽地域	○
小泊村	山間農業地域				○	○	津軽地域	○
備考								

(令和7年4月1日時点)

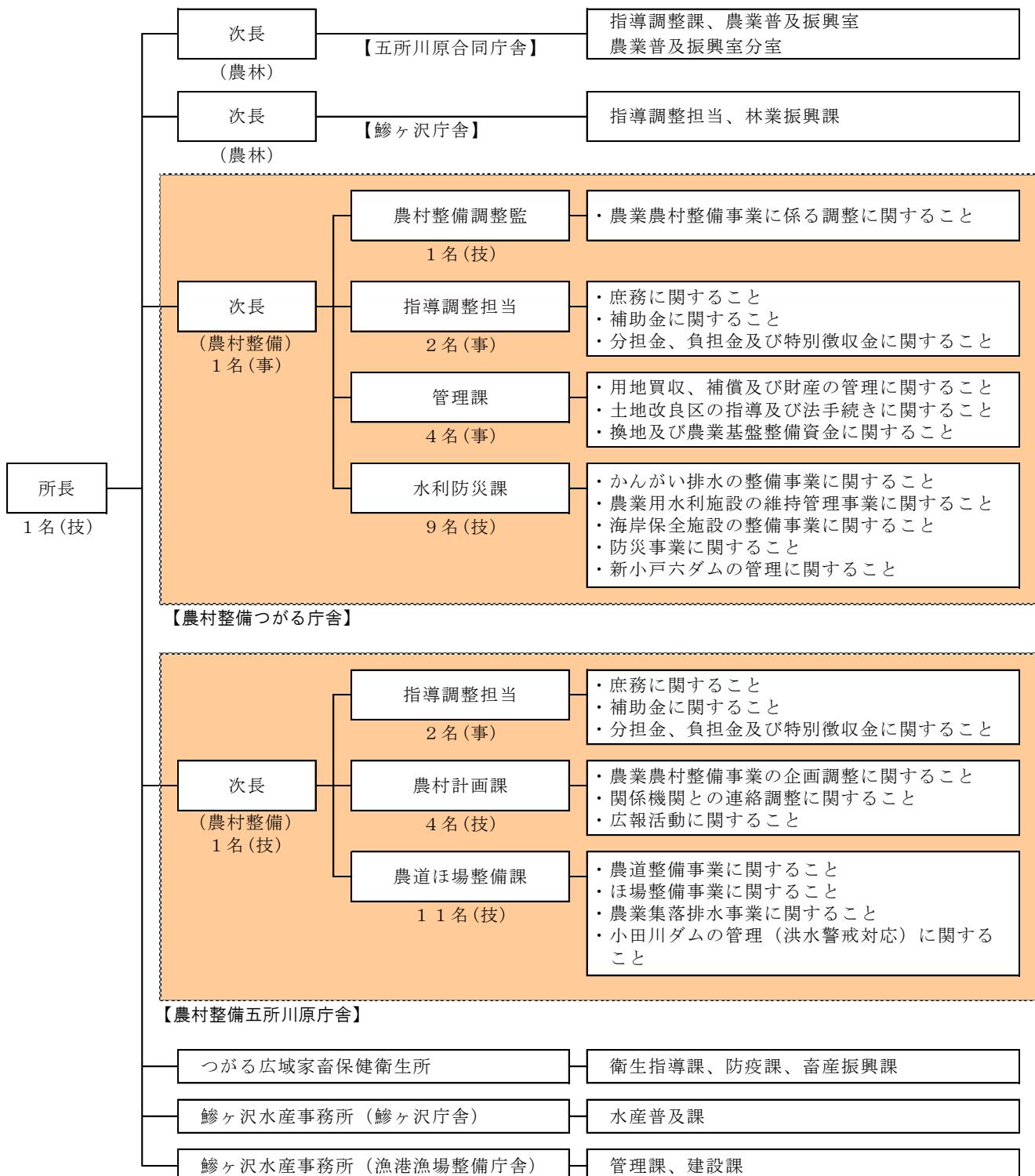
地域振興			農業振興				環境保全		地すべり防止区域指定	急傾斜崩壊危険区域指定
過疎地域	特別豪雪地帯	豪雪地帯	野菜指定産地	果樹濃密生産団地	酪農・肉用牛生産近代化計画	広域営農団地整備計画	自然環境保全地域	自然公園		
			夏秋トマト 夏ねぎ 秋冬ねぎ ばれいしょ	りんご ぶどう		○	〈県〉四ツ滝山(S55.3.31)			○12
○	○						○			○1
○		○								○3
○		○								○8
			夏秋トマト 夏ねぎ 秋冬ねぎ	りんご	○					
○		○								
○		○								
○		○								
○		○								
○		○								
○	○		夏秋トマト	りんご	○	○	〈縁〉大高山(S50.7.12) 〈県〉然ヶ岳(S51.10.14)	津軽白神県立自然公園(S56.7.7)	○11	○13
			夏秋トマト 秋冬ねぎ		○	○	白神山地(H4.7.10)	津軽国定公園(S50.3.31)	○9	○100
○		○					白神山地(H4.7.10)			○57
○		○								
○		○	夏秋トマト	りんご ぶどう		○				
○		○	夏秋トマト							
			夏秋トマト 夏ねぎ 秋冬ねぎ ばれいしょ	りんご ぶどう	○	○		芦野池沼群県立自然公園(S33.10.14)	○4	○52
○		○				○	〈県〉四ツ滝山(S55.3.31)	津軽国定公園(S50.3.31)		○65
○		○								
							〈県〉:県自然環境保全地域 〈縁〉:県縁地保全地域		数字は箇所数	

3 西北管内のダムの諸元一覧表

項目	ダム名	新小戸六ダム	小田川ダム
一般	河川名	一級河川岩木川水系山田川	一級河川岩木川水系旧十川支流小田川
	所在地	つがる市森田町床舞藤山218-2地先	五所川原市金木町喜良市小田川山
	左岸	つがる市森田町床舞鶴喰163-1地先	五所川原市金木町嘉瀬西嘉瀬山
	流域面積	24.07km ²	16.0km ²
	計画洪水量	150.63m ³ /s	290m ³ /s
	基準点流量		
ダム	型式	均一型アースダム	中心コア型ロックフィルダム
	堤高	21.82m	31m
	堤頂長	293.98m	203m
	堤頂幅	8m	8m
	堤頂標高	33.32m	105.7m
	堤体積	294.44千m ³	207.955千m ³
	上流法勾配	1:2.5、1:4.0	1:2.0
	下流法勾配	1:2.0、1:2.5	1:2.0
貯水池	基礎地盤地質		玄武岩
	湛水面積	240千m ²	8,650千m ²
	総貯水量	1,750千m ³	9,700千m ³
	堆砂量	100千m ³	422.4千m ³
	有効貯水量	1,650千m ³	9,277.6千m ³
	防災容量	1,650千m ³	-
	かんがい容量	(131千m ³ 補給用水466.2ha)	9,277.6千m ³
	その他容量	-	-
	計画洪水位	31.26m	103m
	常時満水位		
洪水吐	低水位(堆砂位)	17.96m	83.4m
	池敷最低標高		
	型式	側溝水路式自然越流型	ゲート調節式越流堰
	設計洪水量	150.63m ³ /s	290m ³ /s
放流施設	越流水深		
	越流堰長	75.80m	
	ゲート		H6.7m × B5.614m 2門
	減勢方式		
取水施設	型式	非常放流ゲート	取水施設兼用
	放流量	7.5m ³ /s	
	減勢方式		
	ゲート	H2.5m × B2.5m 1門 (土砂吐)	
	操作方法		
	型式	取水ゲート (土砂吐兼用)	斜樋式(地山設置型) φ1,200 2連
事業概要	取水量		2.984m ³ /s
	取水位		103~83.4m
	ゲート	H1.04m × B1.09m 2門	H1.144m × B1.12m 4門 H7m × B1.58m 1門
	事業名	国営農業水利事業	国営農業水利事業
事業概要	地区名	西津軽	小田川
	工期(ダム分)	昭和34年度~昭和41年度	昭和45年度~昭和51年度
	受益面積(戸数)		4,325ha(水田)
	関係市町村	つがる市	五所川原市、中泊町
	総事業費(ダム分)	5億8280万円	15億円

4 青森県西北農林水産事務所組織図

(令和7年4月1日時点)



5 西北管内市町農業農村整備担当部署

(令和7年4月1日時点)

市町村名	担当部署		担当業務	所在地・電話番号	
五所川原市	経済部	農村整備課	事業係	農業農村整備事業全般 災害復旧事業 多面的機能支払交付金 中山間地域等直接支払交付金	
		農林政策課	農政係	農業振興地域整備計画	
	上下水道部	下水道課	排水整備係	農業集落排水事業	
つがる市	経済部	農林水産課	土地改良係	農業農村整備事業全般 災害復旧事業 多面的機能支払交付金	
			農業振興係	農業振興地域整備計画	
	建設部	下水道課	業務係		
			工事係	農業集落排水事業	
			管理係		
鰺ヶ沢町	農林水産課		農林班	農業農村整備事業全般 災害復旧事業 多面的機能支払交付金 中山間地域等直接支払交付金 農業振興地域整備計画	
	建設水道課		上下水道班	農業集落排水事業	
深浦町	建設水道課		土地改良係	農業農村整備事業全般 災害復旧事業 農業集落排水事業	
	農林水産課		農業政策係	多面的機能支払交付金 中山間地域等直接支払交付金 農業振興地域整備計画	
板柳町	地域整備課		地域整備係	農業農村整備事業全般 災害復旧事業	
	産業振興課		地域振興係	農業振興地域整備計画	
			農政係	多面的機能支払交付金	
	上下水道課		業務管理係	農業集落排水事業	
鶴田町	建設整備課	地域住宅係	農業農村整備事業全般 災害復旧事業 多面的機能支払交付金	〒038-3692 北津軽郡板柳町大字板柳字土井239-3 TEL 0172-73-2111(代表) FAX 0172-73-2120(代表)	
		下水道係	農業集落排水事業	〒038-3641(上下水道課) 北津軽郡板柳町大字深味字東西田54-1 TEL 0172-79-1057(上下水道課) FAX 0172-73-3429(上下水道課)	
	農業振興課	担い手支援係	中山間地域等直接支払交付金		
		農地班	農業振興地域整備計画		
中泊町	農政課	農林基盤整備係	農業農村整備事業全般 災害復旧事業 多面的機能支払交付金 中山間地域等直接支払交付金	〒037-0392 北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂209 TEL 0173-57-2111(代表) FAX 0173-57-3849(代表)	
		企画振興係	農業振興地域整備計画	〒037-0308(上下水道課) 北津軽郡中泊町大字深郷田字甘木150-43 TEL 0173-57-2350(上下水道課) FAX 0173-57-3737(上下水道課)	
	上下水道課	工務係	農業集落排水事業		

6 農林水産省関係機関

(令和7年4月1日時点)

機関名	電話番号 (FAX番号)	住所
東北農政局津軽土地改良建設事務所	0172-40-4360 (0172-40-4450)	〒036-0357 黒石市追子野木3-145-1
東北農政局津軽土地改良建設事務所 津軽北部二期農業水利事業建設所	0173-69-1010 (0173-69-1030)	〒037-0305 北津軽郡中泊町大字中里字亀山225-1
東北農政局津軽土地改良建設事務所 十三湖農地防災事業建設所	0173-38-3431 (0173-38-3443)	〒037-0004 五所川原市大字唐笠柳字藤巻507-10
東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所	0172-32-8457 (0172-35-3490)	〒036-8214 弘前市大字新寺町149-2

7 西北管内土地改良区一覧表

(令和7年4月1日時点)

土地改良区名	電話番号 (FAX 番号)	住 所	関係市町	受益面積 (ha)
枝川鶴田	0173-22-3333 (0173-22-3583)	〒038-3503 北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 196-10	五所川原市、 板柳町、鶴田町	960
廻堰大溜池	0173-22-3201 (0173-22-3201)	〒038-3542 北津軽郡鶴田町大字廻堰字上桂井 53	つがる市、 鶴田町	319
砂沢溜池	0173-22-3201 (0173-22-3201)	〒038-3542 北津軽郡鶴田町大字廻堰字上桂井 53	弘前市、つが る市、鶴田町	246
西津軽	0173-42-3166 (0173-42-3159)	〒038-3137 つがる市木造若宮 1	五所川原市、つ がる市、鶴田町	10, 112
白山溜池	0173-37-2711 (0173-37-2711)	〒037-0001 五所川原市大字下岩崎字葛ノ森 10(松本善夫様方)	五所川原市	82
広田堰	0173-35-1193 (0173-35-1193)	〒037-0023 五所川原市大字広田字柳沼 3-5	五所川原市	107
鳴沢	0173-72-5230 (0173-72-5230)	〒038-2701 西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋 33 (鳴沢公民館内)	鰺ヶ沢町	233
大田光	0173-56-3912	〒038-3305 つがる市牛潟町柏山 37 (鳴海賢治様方)	つがる市	72
十三湖	0173-57-2708 (0173-57-3614)	〒037-0305 北津軽郡中泊町大字中里字宝森 291-2	五所川原市、 中泊町	1, 627
明道	0173-74-3284 (0173-74-3284)	〒038-2321 西津軽郡深浦町大字広戸字家野上 101- 15 (角谷喜春様方)	深浦町	60
赤石川	0173-72-4448 (0173-72-4480)	〒038-2753 西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 196-2	鰺ヶ沢町	394
小田川	0173-53-2552 (0173-52-2381)	〒037-0202 五所川原市金木町芦野 210-3	五所川原市、 中泊町	4, 060
五所川原市南部	0173-29-3231 (0173-29-3003)	〒037-0621 五所川原市大字豊成字田子ノ浦 65-6	五所川原市	1, 237
屏風山	0173-42-5124 (0173-42-5127)	〒038-3137 つがる市木造若宮 5-2	つがる市	815
五所川原北部	0173-34-2409 (0173-34-2455)	〒037-0033 五所川原市鎌谷町 506-1	五所川原市、 鶴田町	1, 125
板柳東部	0172-73-3080 (0172-73-3081)	〒038-3662 北津軽郡板柳町大字板柳字土井 219-1	五所川原市、藤崎町 板柳町、鶴田町	953
市浦	0173-27-7751 (0173-27-7752)	〒037-0401 五所川原市相内 349-1 (五所川原市市浦総合支所内)	五所川原市	260
合計				22, 661